

令和8年10月28日

生産農家各位

岩国地域農業再生協議会
会長 栗谷 智

令和9年度水田政策の見直しに係る交付対象農地【畑地】の調査について

水田農業の振興につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和9年度から水田政策の見直しが予定されており、これにより水田台帳に登録されている「水田」に加え、「畑」として耕作されている農地も交付対象農地となる見込みです。現時点では農林水産省から制度内容の詳細は示されておりませんが、今後の制度実施に備えて事前調査を実施することとしました。

つきましては、令和9年度以降の新たな水田政策の活用を検討しており、対象農地として水田台帳への登録を希望する「畑地」がある方は、裏面事項を御確認いただき、別紙「令和9年度水田政策の見直しに係る交付対象農地【畑地】の調査票」に必要事項を御記入のうえ、御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、追加登録を希望する畑地がない場合は、提出の必要はありません。

【提出書類】

令和9年度水田政策の見直しに係る交付対象農地【畑地】の調査票

【提出受付期間】

令和8年11月16日（月）～令和8年12月4日（金）

【提出先】

- 岩国市 農林振興課、各総合支所 農林建設課・農林課、流通課
- 和木町 住民サービス課
- 岩国農林水産事務所 農業部
- JA 山口県岩国統括本部 指導販売課、岩国営農センター
- 山口県農業共済組合東部支所

◆個人情報の取り扱いについて◆

本調査票に記入された情報は、岩国地域農業再生協議会内（JA 山口県・岩国市・和木町・山口県・山口県農業共済組合・中国四国農政局山口県拠点）で共有されます。

ご同意いただける方は、調査票の表面右側の「同意する」の欄に☑をご記入ください。

【裏面もご覧ください】

⑨ ※今後、国から示される水田政策の制度要件によっては、今回申請いただいた畑地及び作物が交付対象とならない場合があります。

- ・令和9年度中に下記の調査対象作物を収穫、販売する予定の畑地のみをご記入ください。

【調査対象作物】

麦、白大豆、黒大豆、そば、なたね、飼料作物、たまねぎ、キャベツ、
トマト（ミニトマト含む）、いちご、アスパラガス、リンドウ、
ユリ（プチシリーズ等）、はなっこりー、キク、れんこん、わさび、
ほうれんそう、らっきょう、かんしょ、なす、スイートコーン、じねんじょ、
ねぎ、きゅうり、さといも、にんじん、ばれいしょ、
かぼちゃ（ミニかぼちゃ含む）、ブロッコリー、ズッキーニ

- ・地目、面積、地名地番等は、お手持ちの固定資産課税明細書（または公課証明書）や利用権設定申出書に基づいてご記入ください。
- ・借りている農地を申請する場合は、利用権の設定が条件となります。12月頃までに所有者と利用権設定に向けた手続きを開始していただくようお願いいたします。また、今回の件で農地の貸借関係がわからない方は、最寄りの農業委員会事務局までお問い合わせください。
- ・畑地の作付予定面積については、対象作物を必ず作付けする面積のみを実測してご記入ください。その場合、登記簿面積を上回ることがないようにご注意ください。
- ・同一地番に複数の対象作物を作付する場合は1品目1行としていただくようお願いいたします。
- ・調査票の控え、固定資産課税明細書（または公課証明書）及び利用権設定申出書は、5年間お手元に保管してください。